

③ 特定非営利活動法人の登記

1 設立の登記

NPO法人は登記することにより成立するとされており、所轄庁の設立の認証を受けた後、登記を行わなければなりません。また、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ第三者に対抗できません。（法第7条）

登記は、2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならないが、また従たる事務所がある場合には、設立の登記をした後2週間以内に従たる事務所の所在地において行わなければなりません。（組合等登記令）

また、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができるとされており、ご承知ください。

なお、認証の日から6か月を経過した後に登記申請を行う場合は、所轄庁の証明書が別途必要となりますので御注意ください。

法人設立時に登記すべき事項は以下のとおりです。（組合等登記令第2条第2項、別表）

- (1) 目的及び業務
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在場所（主たるもの及び従たるもの）
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格（理事）
- (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- (6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

登記に関する申請書の書式、添付書類等については、組合等登記令（資-38参照）を御参照の上、不明な点は最寄りの法務局にお問い合わせください。（p3-2参照）

また法人登記に使用できる文字は、商業登記規則等で定められていますので御注意ください。

2 設立登記完了届出書の提出

設立登記を行ったら、遅滞なく設立登記完了届出書（下表①）を提出してください。（法第13条第2項、郵送可）

①提出書類（登記関係）	提出部数	手引き参照頁
設立登記完了届出書	1	3-3
登記事項証明書（正本）	1	
設立当初の財産目録	1	3-4

3 登記事項に変更があった場合の登記

(1) 登記事項に変更があった場合には、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません。

(2) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格（理事）の変更

法第24条の規定により役員の任期は2年以内とされており、再任することができますが、再任された場合も登記しなければなりませんので御留意ください。

4 その他の登記

NPO法人は、次の場合には主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に登記しなければなりません。

(1) 解散、(2) 清算人（代表権を有する者）の就任、(3) 合併、(4) 清算終了 など

【参考】静岡地方法務局沼津支局 取扱い登記事務等の管轄

(令和5年12月1日現在)

庁名	商業・法人登記管轄区域	所在・電話番号
沼津支局	沼津市、裾野市、御殿場市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、富士市・富士宮市・下田市・熱海市・伊東市・駿東郡小山町・清水町・長泉町・田方郡函南町・賀茂郡南伊豆町・河津町・東伊豆町・松崎町・西伊豆町	〒410-0033 沼津市杉崎町6-20 電話055-923-1201

記 載 例

第4号様式（第6条関係）

設 立 登 記 完 了 届 出 書

○年 ○月 ○日

沼津市長

主たる事務所の所在地 ○○市○○町○丁目○番○号
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
メ ー ル ア ド レ ス ○○○@○○○.○○

特定非営利活動法人 ○○○○ の設立の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

設立登記年月日

○年 ○月 ○日

登記事項証明書に記載された設立
登記年月日

(財産目録作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○ 特定非営利活動事業会計 財産目録

法人設立の日現在 (年 月 日)

科 目		金 額 (単位:円)		
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金		×××		
現金	現金手許有高	×××		
普通預金	○○銀行○○支店	×××		
未収会費	××年度会費××名分	×××		
.....	×××		
	流動資産合計		×××	左の合計
2 固定資産				
土地	○○所在○平方メートル	×××		
建物	○○所在○平方メートル	×××		
.....	×××		
	固定資産合計		×××	
	資産合計			×××
II 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金	○○銀行○○支店	×××		
預り金	職員に対する源泉所得税	×××		
.....	×××		
	流動負債合計		×××	
2 固定負債				
長期借入金	○○銀行○○支店	×××		
退職給与引当金	×××		
.....	×××		
	固定負債合計		×××	流動負債+ 固定負債
	負債合計			×××
	正味財産			×××

* その他の事業を行う法人は、「特定非営利活動法人 ○○○○ その他の事業会計 財産目録」として別業で作成する。

資産合計－負債合計
貸借対照表の正味財産と同額